

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害福祉保健部

市内障害福祉サービス事業所におけるマスク等の衛生用品の保有状況調査について（依頼）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組に関連して、市内障害福祉サービス事業所におけるマスク等の衛生用品の保有状況を確認し、今後の物品確保を検討する際の規模を把握するための調査を行います。

つきましては、貴事業所の状況について、下記の横浜市電子申請システムへの入力によりご回答いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 1 調査対象

市内障害福祉サービス事業所

療養介護、生活介護、施設入所、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、共同生活援助、障害者地域活動ホーム（社会福祉法人型、機能強化型）、精神障害者生活支援センター、多機能型拠点、地域活動支援センター、居宅介護（居宅、同行援護、行動援護、重度訪問介護）、移動支援、計画相談支援

### 3 調査項目

マスク、手指消毒用エタノール、環境消毒用薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）、防護服、使い捨て手袋、ガウン（使い捨てエプロン）、ゴーグル（フェイスシールド）のそれぞれの在庫量及び今後 1 か月の必要量見込等

### 4 回答期限

令和 2 年 5 月 8 日（金）12 時



### 5 回答方法

横浜市電子申請システム（次のアドレスもしくは二次元コードからアクセスしてください。）

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1587702799114>

### 6 その他

- (1) ご回答いただいたことで物品の配布を保証するものではありませんことをご了承ください。
- (2) 事業所単位（事業所番号単位）でご回答ください。
- (3) 障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、多機能型拠点、地域活動支援センター作業所型は、サービス種別は選択せずに、それぞれの施設種別を選択してください。
- (4) 居宅等と移動支援を両方行っている事業所は、居宅の番号で両事業分をご回答ください。
- (5) 今後、定期的に調査を行う可能性があります。ご理解とご協力をお願いします。

**【担当部署】**

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3607

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3565

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>

<障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型>

<精神障害者生活支援センター>

<多機能型拠点・短期入所・日中一時支援>

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係 電話 671-3821

<訪問系・移動支援>

健康福祉局障害自立支援課居宅サービス担当 電話 671-2402

<計画相談>

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 電話 671-4133